

霞ヶ浦導水差止請求事件

平成 27 年 7 月 17 日

判決

主文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

6 本件差止請求の許否（争点（6））

（4）結論

以上によると、本件工事の施工ないし本件事業の運用開始による原告らの共同漁業権侵害の危険は、そもそも物権的妨害予防請求権の成立要件を満たす具体的な危険に当たらず、かつ、本件事業では、想定される被害の未然の防止措置が一応講じられており、他方、本件事業の運用開始には、霞ヶ浦の全窒素及び硝酸態窒素全リンの濃度並びにCODを希釈し、桜川及び千波湖を安定的に浄水するという効果があるとともに、既得用水の維持及び関東近圏の新規都市用水等水利権確保の必要を満たすという、公共性ないし公益上の必要性があるということが出来るから、本件工事の施工ないし本件事業の運用開始が一般社会生活上の受忍すべき限度を超える違法なもので、本件差止請求を許すべきものとまではいえない。もっとも、本件事業の運用次第では、原告らの共同漁業権が侵害される具体的危険が発生する可能性があるから、被告においては、本件事業の運用開始以降も、原告らを含む利害関係人に対し、その運用計画について十分な説明を尽くし、その意見を真摯に受け止め、原告らの共同漁業権が対象とする魚介類毎に資源量の減少の有無及びその減少があるときには、本件事業の運用とその減少との間の因果関係の有無についての調査研究体制を確立して、本件事業の運用方法を随時見直し、これによる那珂川、涸沼川及び涸沼周辺の漁業環境への影響が最小限に抑制されるよう不断の努力をすることが切に望まれる。

5 結論

以上によれば、原告らの請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

水戸地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 日下部克通

裁判官 鈴木義和

裁判官 高橋静子